

脱炭素社会の実現に向けた対策の推進に関する提言

令和2年10月、国が自ら「2050年カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」を宣言し、また、同年11月には衆参両議院において「気候非常事態宣言」が決議されたことで、国全体が地球温暖化と向き合う姿勢が明確になった。

そして、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を46%減（2013年度比）と、これまでの目標を大きく上回る目標値を表明したことは、日本の意欲を内外に示したものとして評価できるものである。

しかし、2050年までに脱炭素社会を実現するために残された時間は限られており、少しも無駄にすることはできない。気候変動に対する責任を自覚し、目先のことでなく若者世代と共に将来のことを考え、今以上に快適で利便性がよく、質の高い脱炭素社会を実現するためには、速やかな行動と大胆かつ継続的な投資が必要である。

また、ロシア・ウクライナ情勢により我が国のエネルギー安全保障という課題が顕在化し、加えて電力需給のひっ迫に直面する中、深刻な気候危機と長期化のおそれがあるエネルギー危機に対応し、脱炭素社会の実現に向けて取組を進める上では、エネルギー政策に大きな責任と役割を持つ国の役割が決定的に重要である。

については、エネルギー供給に大きな責務を有する国がエネルギーの安定供給に万全の対策を講じつつ、国と地方がそれぞれの役割を踏まえ、日本の脱炭素化を力強くリードしていくため、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー・脱炭素政策に次の事項が反映されるよう強く提言する。

1 脱炭素社会を目指す基盤

全ての地域が足並みを揃えて「2050年カーボンニュートラル」を目指していくため、以下を提言する。

(1) 国と地方の役割を踏まえての一体的な施策を推進するため、国と地方との恒常的な協議の場を設けること。また、2050年カーボンニュートラルに向けて限られた時間を無駄にしないため、国が行う全ての政策に脱炭素の視点を取り入れること。

(2) 自治体での地域共生型再生可能エネルギーの大量導入や省エネルギー対策の推進により、地方から脱炭素と経済成長を推し進めるため、今後10年間で20兆円規模を発行するとされる「GX経済移行債」も活用し、自治体への大規模かつ安定的な財政措置を実施すること。

「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」については、各自治体で計画した事業が確実に実施できるように、予算規模や申請上限額、事業年度を大胆に拡充するとともに、地域の実情に合わせた柔軟な活用ができる制度となるよう、より一層の運用改善を行うこと。

また、自治体自らが行う脱炭素化の取組を支援する「脱炭素化推進事業債」が創設されたものの、用途が公共施設等の脱炭素化に限られている上、使途に制限があることから、制度を見直すとともに、事業期間についても延

長を図り、継続的に地域の脱炭素化を支援すること。

さらに、上記によらない自治体の取組を支援するため、国庫補助事業の地方負担分はもとより、自治体それぞれが創意工夫を凝らして取り組む地方単独事業に対しても、地域の脱炭素の取組が加速するよう、脱炭素化推進事業費を増額した上で、大胆かつ十分な地方財政措置を講じること。

- (3) 脱炭素社会を実現するための施策を展開していく上で、迅速で正確な情報を把握し、可視化することが非常に重要であるため、都道府県別の温室効果ガス排出量算出に係る統計資料を早期に提供するとともに、既設分も含めた再生可能エネルギーなどのCO₂削減効果を適切に反映した温室効果ガス総排出量、自家消費分まで含めた地域における再生可能エネルギー電力の需給状況や非化石証書などのクレジットの活用状況、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）導入状況等について、都道府県別、市町村別に統計整備し、提供すること。
- (4) 地域の脱炭素化に向けて、専門人材の派遣や人材育成など、即効性のある人材支援策を大幅に強化すること。また、カーボンニュートラルを実現していくためには、国民の理解とライフスタイルの転換が必要不可欠であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす影響、地球温暖化対策について分かりやすい形で国民に発信し、国民の理解と行動変容の促進につなげること。
- (5) 政府が目指すカーボンプライシング構想の具体化に当たっては、温室効果ガスの排出抑制を最大化する効果を発揮するとともに、地域経済の成長促進につながるものとなるよう、検討を進めること。また、J-クレジットについては、創出拡大のための見直しを進めるとともに、森林吸収系クレジットについては国内外でも汎用性のある制度となるよう内容の拡充を図ること。さらに、炭素税の検討に当たっては、気候変動対策に係る地方財源の充実の視点も踏まえること。
- (6) 脱炭素化のための基盤を整えるためには、まず、国民生活や経済活動に大きな影響を与える電力需給ひっ迫を乗り越えることが重要である。そのため、電力需給の安定的な運用に努めるとともに、セーフティネットとしての計画停電に至らないよう、熱中症など健康に注意した節電や省エネを国民や事業者等に促す上で必要な情報を、具体的かつ詳細に発信すること。更に、自治体による住民等に向けた節電、省エネの普及啓発や助成事業等について、国民に向けた広報や財政支援などを行うこと。
- (7) ロシア・ウクライナ情勢を受けて、エネルギー安全保障の確保が諸外国でも改めて重要課題となっている。そうした中、エネルギーの安定供給と脱炭素化を両立させるため、「水素基本戦略」に基づき、サプライチェーンの構築や供給インフラ整備、水素・アンモニアを活用した火力発電のゼロエミッション化など、新たなエネルギーの実用化に向けた支援策を講じること。

2 交通分野の施策

2035年までに乗用車新車販売で電動車100%を実現させ、環境負荷軽減と地域交通の最適化を同時に実現するため、以下を提言する。

- (1) EVやFCVの早期普及へ向け、購入補助や税優遇の更なる拡充のほか、価格低減を促すための技術開発支援や、道路整備や維持管理等に影響を及ぼさないよう国の財源措置による高速道路等の利用料金減免といったインセンティブ付与など、実効性のある取組を進めるとともに、充電・充填インフラなどの環境整備を加速すること。なお、インフラ整備に当たっては、積雪寒冷地など地域の特性に配慮すること。
- (2) 自家用車依存の高い地方部における公共交通への積極的な支援や、新モビリティサービス（MaaS、CASE）の基盤づくりを推進し、全体としてCO₂排出量を抑え、地域における多様な移動手段を確保すること。
- (3) 従来のトラックによる貨物輸送から、環境負荷が低いとされている鉄道や船舶、燃料電池トラック等への転換を促すこと。また、輸送拠点の集約など物流の効率化・合理化を促進すること。ディーゼル機関車（鉄道）については、動力源の非化石化に向け、非化石ディーゼル燃料の導入や、燃料電池機関車への転換を促すこと。さらに、LNG燃料船、水素・アンモニア燃料船、バッテリー船等の先進的な取組の実証・導入や、モーダルシフトによりCO₂排出量が増加する鉄道事業者・船舶事業者に対して積極的な支援等を行うこと。

3 建築分野の施策

住宅をはじめ、公共施設や社会福祉施設、商業用ビルなど、建築物の早期ネット・ゼロ・エネルギー化を実現するため、以下を提言する。

- (1) 新築住宅は、地域工務店等のスキルアップを含め、十分な支援策を講じた上で再生可能エネルギーの導入を要件としたZEHの早期適合義務化を図るとともに、地域でのZEHを上回る先導的取組等への支援を行うこと。また、多雪地域等、太陽光発電や断熱化に不利な地域においてもZEHの導入が進むよう、技術開発や設置に当たっての財政支援を行うこと。
- (2) 既存住宅は、高断熱性能の確保、再生可能エネルギー設備や蓄電池の設置に向け、全国の自治体が足並みを揃えて取り組めるよう、税制上の優遇措置を設けるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 業務用建物に係る各省庁の補助制度は、ZEBの推進に資することを前提としたものにするるとともに、財政措置等、必要な支援策を講じること。

4 産業分野の施策

地域の企業が、事業活動での脱炭素化や革新的技術の創出により、サプライ

チェーンで選ばれ続ける企業となるよう、以下を提言する。

- (1) 工場等における熱電併給の導入など計画的な省エネルギー設備投資、再生可能エネルギーや水素・アンモニア等の次世代エネルギーの積極的な導入、電化が困難な産業における化石燃料の消費削減・燃料転換、生産過程で多くの二酸化炭素を排出する産業における新たなプロセス開発、大規模な水素・アンモニア需要の見込めるエリアにおける供給インフラ整備、カーボンニュートラルコンビナートへの転換など、実効性のある脱炭素対策を促進するための十分な支援策を講じること。加えて、サプライチェーン全体の脱炭素化に取り組む企業のニーズに対応した脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や、水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図るカーボンニュートラルポートの形成に向けた取組への支援策を講じること。
- (2) 次世代太陽電池であるペロブスカイト太陽電池などの実用化や、地域の特性に応じた産業振興に資する研究開発・実証・社会実装の取組を支援する制度を創設、拡充すること。
- (3) 脱炭素社会への移行に当たっては、再生可能エネルギーの普及や自動車・船舶などの電動化、水素やアンモニア・合成燃料・バイオ燃料などの代替燃料への転換などによる産業構造の変革が予想される。このため、産業界からの意見を踏まえて関連企業への支援を強化するとともに、これにより大きな影響を受ける雇用についても対策を講じること。加えて、CCUS/カーボンリサイクルの研究開発を引き続き行い、実用化を加速すること。
- (4) 農業機械の電動化や脱炭素燃料化、畜産由来のメタン等の温室効果ガスの排出抑制に必要な技術開発の早期実現と導入支援を行うこと。また、農地へのバイオ炭や作物残渣等の投入による炭素貯留など温室効果ガスを低減する取組を一層推進すること。
- (5) カーボンニュートラルに貢献するプラスチック等の循環的利用や、温室効果ガスの分離回収など、資源循環への移行を加速させるため、技術開発や施設整備に当たっての財政支援を行うこと。

5 再生可能エネルギー分野の施策

第6次エネルギー基本計画において、2030年度の電源構成に占める再生可能エネルギー割合について38%以上の高みを目指すとしていることから、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギー由来の電力を飛躍的に普及拡大させるとともに、再生可能エネルギーの熱利用についても促進する必要があるため、以下を提言する。

- (1) 系統接続の制約の早期解消に向けて、広域系統長期方針(マスタープラン)及びGX実現に向けた基本方針に基づき、全国規模での系統整備や海底直流送電の整備を着実に進めること。また、送電線の容量不足を補うために系統接続を希望する再生可能エネルギー発電事業者が負担する工事費等

について支援すること。加えて、系統用蓄電池は、再エネの出力変動に対応できる調整力等の供出や再エネ余剰電力の吸収が可能なものであることから、更なる導入拡大のために、支援策を拡充すること。

- (2) FIT・FIP制度運用に係る手続きの効率化・迅速化を行うこと。新たにV2Hや蓄電池等を導入する際に必要となる変更申請手続は、処理に時間を要するなど速やかな電力確保が困難な状況にあるため、適切な措置を講じること。
- (3) 長期電源化のためには、既存の再エネ設備について、FIT制度の調達期間終了後も最大限の活用を図ることが重要であることから、事業者による適正管理のための追加・再投資への支援など適切な環境整備に向けた方策について検討を進めること。
- (4) 地方における再生可能エネルギーの活用量を拡大し、太陽光発電などの出力制御の際の需給調整対策としても有効である蓄電池の普及を推進するため、FITを活用した既設の再エネ発電への導入も補助対象とするなど支援制度を拡充すること。
- (5) 再生可能エネルギー由来の余剰電力により生産されるグリーン水素の利活用に向けて、調整手段確立に向けた研究開発等を支援するとともに、価格補填の制度構築や水素パイプライン等の供給インフラの整備をすること。また、「水素基本戦略」に基づき、水素製造装置の製造基盤確立も含め、国内のグリーン水素製造関連企業を最大限支援するなど、水素製造基盤の確立を図るとともに、先駆的な取組を推進する自治体への支援策を講じること。
- (6) 改正地球温暖化対策推進法により導入された「促進区域」制度を市町村が積極的に活用できるよう、地域脱炭素化促進事業に係る市町村への財政支援や、同事業の実施主体となる地元事業者への税制上の優遇措置を行う等により、実効性の高い制度を構築するとともに、促進区域に限らず事業者が地域住民に事前に事業内容を説明する仕組みを整備すること。また、発電事業終了後の設備の放置・不法投棄についても必要な対策を講じること。
- (7) 再生困難で今後営農が見込めない荒廃農地について、非農地判断や農地転用手続きの後に太陽光発電設備を導入するなど地域と共生した形で活用する場合は、山林化している荒廃農地の整地費用など、十分な支援策を講じること。
- (8) 洋上風力発電の設置の拡大に向けて、排他的経済水域（EEZ）への展開を可能とする法改正などの背景を踏まえ、浮体式洋上風力発電の技術開発や、実証試験に向けた一層の支援を行い、早期の社会実装を促進すること。また、洋上風力発電の設置や維持管理の際に必要な港湾について、地域振興の方向性などをふまえ、地域の実情に応じた整備を推進できるよう支援策を講じること。

- (9) 洋上風力発電以外の海洋再生可能エネルギー、地熱、太陽熱など、国内において膨大に賦存しているものの十分に開発が進んでいない再生可能エネルギーの技術開発について、積極的かつ継続的に推進すること。

6 吸収・適応分野の施策

森林資源の循環利用と森林の健全な育成、また、藻場・干潟の保全や拡大を図ることで二酸化炭素の吸収量を確保するとともに、防災・減災などの適応策を講じるため、以下を提言する。

- (1) 木材の生産・再造林、保育等の森林整備や、ICT等を活用し作業の効率化を図る「スマート林業」の推進、林業の担い手の確保・育成への支援を強化すること。また、炭素貯蔵効果とともに、製造時のエネルギー消費が比較的少なく、輸入木材と比べて、輸送時に二酸化炭素排出抑制効果が期待できる国産木材の活用や、未利用間伐材等のバイオマス発電・熱利用への活用など、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進すること。
- (2) 省庁間や研究機関との連携を強化し、気候変動の実態や影響予測・評価などの情報を積極的に国民や自治体に発信してリスクコミュニケーションを強化すること。また、地域気候変動適応計画の策定や実行、地域気候変動適応センター運営等について、国において十分な財政措置を講じるとともに技術的援助の強化を図ること。
- (3) 藻場・干潟による炭素固定（ブルーカーボン）を各地で推進するため、地域において実施する藻場・干潟の保全や拡大の取組、海藻養殖の促進に対して支援を充実させること。また、ブルーカーボンにかかる温室効果ガスの吸収・固定量の算定方法などを早期に確立すること。

令和5年7月26日

全国知事会 会長 鳥取県知事 平井 伸治

全国知事会 脱炭素・地球温暖化対策本部

本部長 長野県知事 阿部 守一

副本部長 滋賀県知事 三日月 大造

幹事長 鹿児島県知事 塩田 康一

本部員 43都道府県知事